

世界と家庭の未来を創るオピニオン情報誌

平成7年10月24日第3種郵便物認可
2015年11月10日発行(毎月1回10日発行)
通巻302号



2015
no.302

11

インタビュー 税理士 小野塚久枝

日本人の家族文化に根ざした相続税制を



En-ichi 教育フォーラム

世界と家庭の未来を創るオピニオン情報誌 月刊En-ichi

En-ichi Education〒160-0022
東京都新宿区新宿5-13-2 成約ビル2F
圓一出版
TEL.03-5362-0631 FAX.03-3354-5017
<http://www.en-ichi.org> E-mail news@en-ichi.org

家族の絆と相続税制を考える

日本人の家族文化に根ざした相続税制を

相続に関する家族、親族間のトラブルが増えている。それは日本社会の基礎にある「家族」ではなく、「個人」単位の理念が広がっているからではないか。日本の文化を踏まえた、今日的な「家族主義」の政策が求められる。

国家の政策が家族に直接反映する税制

—相続は、家族や親族にとって

重大な課題です。ご著書を読ませていただき、相続税制が国家を変革するだけでなく、家族という社会の基礎単位まで変えてしまうほどの影響力があると感じました。

まず、相続税制の意味についてお教え下さい。

税には所得税、法人税、消費税などいくつもの種類があります。その中で相続税制に特徴的のは、国家の政策が家族に直接反映するとということです。

相続税の概念は、紀元前7世紀頃からありました。人が亡くなつた時に、所有している財産に課税する制度が存在していたことが分かっています。

古代ローマの時代になると、兵士が老齢化した際の生活保障の財源として相続税を課すという政策が採り入れられています。

時代が下がり、19世紀末から20世紀初頭には、フランスで人口減少に歯止めをかけるために相続税を課すという政策が実施されています。基準は「子供が少ない人は大きな税率をかける」という方針です。近年、フランスは少子化対策として、子供が多い家庭ほど多くの補助金を出すという支援政

小野塚久枝
おのづか・ひさえ

税理士、行政書士

栃木県小山市生まれ。青山学院大学、同大学院経済学研究科(財政学専攻)修了。東京家政学院大学大学院教授を務め、青山学院大学でも教鞭をとる。博士(政策研究)。著書に『現代租税論』『21世紀における相続税改革』他。



策を探っていますが、この相続税の政策も出産の意欲を高めてもらうという目的は同じです。国によって、時代によって、相



「個人単位」ではなく、日本の文化を踏まえた「家族主義」の税制、政策が求められている

続税制は違います。変わらないのは、人が亡くなつた時に課されるという概念です。

アメリカ式の理念をそのまま受け入れる

それともう一つ、変わらないのは、国家政策として直接に相続税制を利用しているという点です。そ

の点が他の税制とは違うと思います。

戦後、G H Qがシャウプ勧告(1949年に来日したカール・シャウプを団長とする使節団の日本の税制に関する報告書)を出しました。それによつて戦後日本の税制が作られたのですが、そのアメリカ式の相続税の理念には、相続は一国の家族問題に関わるといった考え方がないのです。他の税制と同じ捉え方をしているのです。

また、戦後最大の財政学者と言われ、ノーベル賞(経済学)を受賞したアメリカのリチャード・A・マスグレイヴ(1910~2007)は、近代財政学を集大成したと言われるほど高い評価を受けています。

しかし、ここには人間、家族が出てこないので、数字で測れるものしかありません。確かに、経済の世界はそれで回るのですが、相続だけはどうにもなりません。

こうしたアメリカの理念を税制にストレートに受け止めてしまつたことが、今日の社会問題の要因になつているのではないかと感じ

は相続税以外にはありません。

明治期には28年間かけて日本の家族のあり方に合致した民法を作り上げた



「日本は『個人主義的家族主義』であればいいのではないかと思っています。個人は尊重する、しかし社会の単位は家族だという考え方ですね」と語る小野塚氏

日本は『個人主義的家族主義』であればいいのではないかと思っています。個人は尊重する、しかし社会の単位は家族だという考え方ですね」と語る小野塚氏

ところが、これが「家の崩壊」に関わるとして、民法の中の「親族編」「相続編」で大反対に遭い、改めてドイツを参考に作り直したのです。ドイツから学んで8年かけて明治民法を作りました。合わせて28年間をかけて、日本の家族のあり方に合致した民法ができたわけです。

明治初年から「家族制度を守る税制」の研究が行なわれたのです。家庭制度のこととは民法に関わってきますので、20年間民法の研究が行われました。近代的な制度を作るために、フランスに学びながら、20年間の研究の末に公布されました。

このように、西洋民法を基にしながら、中身は家族を重視するという制度を、28年間かけて作り上げました。日本の国の成り立ちや生活文化などを踏まえ、さらに欠

たのが、私が相続を研究する動機です。

—戦後の相続税制が「家族単位から個人単位へと社会構造の基礎単位の転換を支援した」と述べておられます。つまり、相続税の政策転換が家族の解体、国家体制の変革につながるほどの力があつたことでしょうか。

相続税制は国家財政の機能を超えて国家体制も変えますし、家族という社会の基礎単位まで変えるほどのがあります。この点が他の税制とは全く違います。ところが、そうした違いがあるとアメリカは捉えていなかつたわけです。国の成り立ちの異なるアメリカの相続税制が無条件降伏国のかたに勧告され、今日の相続税制の基盤になっているのです。

日本の相続税制は明治38年(1905年)にできました。その際、

民法で欠如した部分を家庭と学校教育で補う

それでも、家族を守れなくなるという懸念がわずかですがありました。そこで、家族が崩れることがないよう各家庭で防御しました。家訓のようなものを親から子に伝えたり、書き残したりしたのです。

つまり、民法で欠如している部分を家庭教育で補つたのです。学校教育でも同様です。

「社会の最小単位は家族である」という文化を日本は崩さないほうがいい

如している部分を家庭と学校の教育で補ったわけです。実際、相続の概念には日本の伝統的な生活のあり方、家の文化を見ることができます。

相続は国の文化に根づいた概念

—そういう意味では、民法にし

ても教育にしても、家族を中心とした制度でうまくいっていたという評価ができますか。

古来から人はどのように生きてきたか、日本民族の特徴は何かといつたことを踏まえていましたから、社会の基盤を揺るがすようなことのないものができたわけです。もちろん、時代の変化に合わせて直すべきところはありますが、基本は日本人の国民性、文化、日本人の家族観を踏まえていました。

本では個人主義より家族主義を踏まえた制度が望ましいということですね。

戦後、「家族単位から個人単位への転換」が進みました。個人単位ですから「○○○○さん所有」ということになるわけです。売買も個人の自由です。それが個人主義です。

これに対して「家族主義」は、名義は近代国家として「○○○○さん」名義にはなっていても、相続財産は家族という共同体の所有物だから勝手に売ったりしない、一方で家族は互いに助け合う役割を持つということなのです。

ですから「個人主義的家族主義」であればいいのではないかと私は思っています。個人は尊重する。しかし社会の単位は家族だという考え方ですね。

「法の下の平等」だけで裁くのは適切でない

農耕民族は、特に水稻耕作民族は一人では生きていいくことはできません。土地に定着し、その社会集落の基礎的単位を「家」として、家族単位で暮らしてきました。ですから生活の有り様として「社会の最小単位は家族である」ということを、異文化の法によって崩さないほうがいいと思っています。

そうした共通の価値観を持たない限り、社会はバラバラになってしまいます。特に今の日本のように、宗教や倫理観に全国民的なものがなく、完全な個人主義になつたら、大きな混乱が広がってしまうのではないか。

—相続税制度の基礎は、その国

の文化を踏まえた制度であること

—それと、一昨年9月に最高裁判が非嫡出子（婚外子）の遺産相続差別を違憲とする判断を下しましたが、これには批判もありました。家族（婚姻共同体）の資産は「夫婦が共同で築いたもの」と考える

と、遺産相続も平等原則だけで割

現実の問題に対応するには、法改正を待つだけでなく家庭での教育を進めるべき

り切るのが妥当かという声もあるようです。この問題についてどのようにお考えになりますか。

この最高裁判断に関しては、民法、家族法の第一人者の方々が関わっていたはずです。でも私自身は違う考え方持っています。

法学者と社会学者と経済学者では、やはり考え方が違います。相続に関する件を「法の下で平等」とする法律面だけで裁くのは適切ではありません。

今後、民法改正が行われるとすれば、法学者だけではなく、前編（財産法）であれば商法の学者や関連の学際の方々の視点が必要です。ならば、社会学者や経済学者、教育学者の意見が必要です。そういう広い視点がないと、どこか欠陥を抱えたままになると思います。

最高裁判断は、「嫡出子と非嫡出子は同等の権利で遺産相続する」ということでした。そうすると一人娘が嫡出子で、非嫡出子が男子だった場合、どちらの氏を名乗るのか

という問題になるわけです。それは社会基盤の家族の構造が崩れていくことです。また、親の面倒は誰が見ますか、お墓は誰が見ますかという問題が起きます。つまり非常に大きな影響が出てきますから、今回のように法律と外的強制力を根拠に判断を下すことに、私は残念な思いを抱くのです。率直に言つて相続問題は民族文化の問題ですから、法律論だけで判断を下すことは困難です。

現実にさまざまな問題が起きています。児童虐待や老人虐待は身近に起とり、最悪の場合は家族内の殺人事件になってしまうケースもあります。家庭裁判所に持ち込まれている家事事件の数は過去10年間で1・4倍に増え、そのほとんどが資産分割要求の訴えで、平成24年度は17万5000件です。事件化しない家族内紛争・絶縁はこの10倍以上と言われています。これに対応するには、基本になる民法や相続税制の改正では時間がかかり過ぎます。それを待つだけで

妻の生活と先祖の財産を守る制度

—配偶者の相続の在り方や優遇についても、祖先の遺産の継承という点で混乱が起きているということですが、これについてお教えいただけますか。

英國などヨーロッパの貴族制度が残っている（又は、あった）国では、例えば妻が相続する場合、信託制度が活用されます。遺産を直接妻の名義に書き換えるのではなく、金融機関に預けておいて、妻が生涯安心して今までの生活ができるようにします。そして妻が亡くなつた時に残つていた資産は、元の家に戻すのです。こうすれば、子のいないケースや再婚の場合でも

なく、かつて社会変革の時代に生きた先人達が、法の欠陥を教育、家庭内の“家訓”で内面的に補つたように、教育を進めていくのが現実的ではないかと私は考えています。

問題は起きません。

多世代「近居」などを進めることで今日的な「家族主義」につながる

日本にはそういう制度はないに等しく、完全に直接個人の財産になります。もちろん妻の生活を保障するという意味ではいいのですが、一方では自分の個人的権利だけが強調されるようになつて、家という意識が欠如していると感じます。夫の死後、妻が再婚したら、夫婦で築いた財産だけでなく夫の先祖から受け継いだ財産も全て次の嫁家に移つて行くのです。実際そういう事例も目立っています。

家族を社会の基盤とする日本人の生活感覚、考え方からすると、個人の権利だけを過剰に強調するところが社会混乱の原因の一つになつていて、相談を受けていて感じるのは、シャウプ勧告やマスグレイヴの財政学で全く触れられていない概念外のものが日本にあるということです。それを日本国民はもつと知るべきです。「権利だけもらった」というのではなく、課せられた社会の期待や義務を含めた教育が必要だと思うのです。

——今後、日本がやるべきことにについて、法律、教育の面からご提示いただけないでしょうか。

まず歴史を勉強してみる

まず歴史を勉強する必要があると思います。国の成り立ち、先祖の暮らしなど歴史を勉強してみる。その中で、少なくとも基本になる普遍的な答えが出てくると思います。

例えば、お盆はお墓参りをする帰省客で交通機関が混雑します。あれを見ると、日本人の暮らしが、文化の特徴が分かってきます。毎日の生活の中でそうした伝統的な生活の在り方の基盤を認識することが大切ではないでしょうか。

相続税制でも、以前は玄関が一つでないと二世帯同居と認めないとといった制約がありました。今は屋根が一つであれば認められるようになりました。それをもう少し広げて考えるようになりますが、

実際の生活面からも有効ではないか、言い換えれば今日的な「家族主義の復活」につながるだろうと思います。E

ように評価されますか。

2世代・3世代同居の促進策にはなると思います。ただ、相続税は目の前の政策に使われることが多いのですが、私は疑問も感じています。相続は国の文化に関わります。敗戦後の修正を数十年単位の時間をかけて、文化を踏まえて行う必要があると思うのです。

税制を変更するのは実際には簡単ではありませんが、やれることはあります。多世代「同居」に限定せず「近居」を進めることで同居と同じような家の互助機能を持たせることのほうが現実的な支援だと思います。